

長期入所利用料金表(令和8年8月現在)

\*1か月(30日)の利用料金は次のとおりです。(この料金は、国の報酬改定に伴い変更されます。)

1. 多床室(4人部屋) (①保険分+②食費+③居住費) (円)

介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階・1割	第4段階・2割	第4段階・3割
要介護1	32,959	48,559	57,259	82,459	97,759	121,717	145,676
要介護2	35,428	51,028	59,728	84,928	100,228	126,656	153,085
要介護3	38,004	53,604	62,304	87,504	102,804	131,807	160,811
要介護4	40,473	56,073	64,773	89,973	105,273	136,747	168,220
要介護5	42,908	58,508	67,208	92,408	107,708	141,615	175,523

2. 個室(1人または2人部屋) (①保険分+②食費+④居住費) (円)

介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階・1割	第4段階・2割	第4段階・3割
要介護1	44,359	50,059	70,759	95,959	107,239	131,197	155,156
要介護2	46,828	52,528	73,228	98,428	109,708	136,136	162,565
要介護3	49,404	55,104	75,804	101,004	112,284	141,287	170,291
要介護4	51,873	57,573	78,273	103,473	114,753	146,227	177,700
要介護5	54,308	60,008	80,708	105,908	117,188	151,095	185,003

\* 内訳

※ 介護保険対象分 《おむつ・衣類の洗濯代(特別なものは除く)が含まれています。》

介護度	介護サービス費	日常生活継続支援	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤職員配置Ⅰ	精神科医療養指導	個別機能訓練Ⅰ	1日分	口腔衛生管理Ⅱ	科学的介護	認知症チームケア推進	じよく糖マホジメント	個別機能訓練Ⅱ	協力医療機関連携	生産性向上推進体制Ⅱ	30日分⑦	処遇改善加算Ⅰ(⑦×17.6%)⑧	⑦+⑧	請求額①		
																			(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	5,890	360	40	80	130	50	120	6,670	1,100	400	1,200	130	200	500	100	203,730	35,856	239,586	23,959	47,917	71,876
要介護2	6,590	360	40	80	130	50	120	7,370	1,100	400	1,200	130	200	500	100	224,730	39,552	264,282	26,428	52,856	79,285
要介護3	7,320	360	40	80	130	50	120	8,100	1,100	400	1,200	130	200	500	100	246,630	43,407	290,037	29,004	58,007	87,011
要介護4	8,020	360	40	80	130	50	120	8,800	1,100	400	1,200	130	200	500	100	267,630	47,103	314,733	31,473	62,947	94,420
要介護5	8,710	360	40	80	130	50	120	9,490	1,100	400	1,200	130	200	500	100	288,330	50,746	339,076	33,908	67,815	101,723

(個別機能訓練・口腔衛生管理・認知症チームケア・退所時情報提供・看取り・初期・安全対策・再入所等の加算は、要件を満たした場合に加算されます。)

※ 介護保険対象外(食費・居住費)

区分	生活保護受給者、世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、預貯金等が1000万円(夫婦で2000万円)以下の老齢福祉年金受給者	食費		居住費			
		1日	30日②	多床室		個室	
				1日	30日③	1日	30日④
第1段階	生活保護受給者、世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、預貯金等が1000万円(夫婦で2000万円)以下の老齢福祉年金受給者	300	9,000	0	0	380	11,400
第2段階	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が650万円(夫婦で1650万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下	390	11,700	430	12,900	480	14,400
第3段階①	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が550万円(夫婦で1550万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円を超え120万円以下	680	20,400	430	12,900	880	26,400
第3段階②	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が500万円(夫婦で1500万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える	1,420	42,600	530	15,900	980	29,400
第4段階	市民税課税世帯または非課税世帯で上記第1~3段階以外	1,545	46,350	915	27,450	1,231	36,930

\* 諸経費

- ① 金銭管理利用料:主な費用の支払いの管理及び手続きにかかる事務費代(毎月1,000円)
- ② 医療機関(訪問歯科を含む)への受診・薬代
- ③ 理美容代
- ④ 個別に必要な日用品等

口腔内清拭ペーパー、口腔洗浄液、スポンジ歯ブラシ、目ヤニ拭き、生花、新聞、買い物(嗜好品)  
クリーニング、室内靴、衣類、出前、外食、外出こずかい、等

衣料品等の購入は原則ご家族様ですが、依頼により園での購入は可能です。

特別に本人仕様で注文する車いすや介護上必要な物等高額なもの(1万円以上)については事前連絡します。

\* 支払方法

- 1本化: 利用料金も諸経費も自動引落・振替
- ・ゆうちょ銀行(どなたの口座でも可能。通帳は家族保管。)
  - ・JAあさひかわ(入所者名の口座に限る。通帳は施設保管。)

- 併用: 利用料金は、現金または指定口座へ振込  
諸経費は、預かり金にて支払い(JAの口座にて施設管理)

\* その他

預かり金については、あさひかわ農協(北野支所)の預金通帳の写しと預かり金台帳を送付する。(年3回)